

裁決書

審査請求人 高知県高知市春野町弘岡中2593-14
田口 朝光

上記審査請求人から平成20年4月22日付けをもって提起された最低賃金法の一部を改正する法律（平成19年法律第129号）による改正前の最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「旧法」という。）第29条第1項の規定に基づく高知地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の労働者を代表する委員（以下「労働者代表委員」という。）の任命（以下「原処分」という。）に係る審査請求については、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求は、これを却下する。

不服の要旨

平成20年4月1日付けの審議会の労働者代表委員の任命に当たり、最低賃金法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成20年政令第151号）による改正前の最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号。以下「旧令」という。）第3条第1項の規定に基づき、高知県労働組合連合会は田口朝光を高知労働局長（以下「原処分庁」という。）に推薦した。

原処分庁は原処分において審議会の労働者代表委員を任命したが、田口朝光は労働者代表委員として任命されなかった。

審査請求人は、原処分について、任命基準及び任命過程が明らかにされず、労働者一般の利益すなわち公益を実現する候補者を任命するという最低賃金法及び最低賃金審議会令の本旨からしても不当であるとして、不服を申し立てたものである。

裁決の理由

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条第1項の「行政庁の処分（この法律に基づく処分を除く。）に不服がある者」とは、行政庁の処分に対し不服申立てをする法律上の利益を有する者に限られるところ、審査請求人がこれに該当するかが問題となる。

旧法及び旧令は、地方最低賃金審議会について、労働者を代表する委員、使用者を代

表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織し（旧法第28条）、委員は都道府県労働局長が任命する（旧法第29条第1項）とし、労働者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求め、推薦があった候補者のうちから任命するものとしている（旧令第3条）。

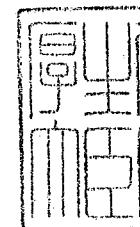
旧法及び旧令は、地方最低賃金審議会の権限の行使に際し、労働者の利益が反映されることを予定しているとはいえ、その利益とは、地域の労働者一般の正当な利益であつて、特定の労働組合の利益ではなく、また、地方最低賃金審議会が地域の使用者一般及び労働者一般の正当な利益を斟酌しつつ公平かつ適正にその権限を行使することを期待しているといえる。

すなわち、労働組合による候補者の推薦制度は、労働者一般の利益すなわち公益を保護するために認められたものであり、候補者を推薦した特定の労働組合の利益及び推薦を受けた特定の候補者の個人的利益を保護するために認められたものではない。

したがって、特定の労働組合から推薦された候補者の中から労働者代表委員が任命されず、他の労働組合が推薦した候補者の中から任命されたからといって、当該労働組合及び当該候補者の個々の法律上保護された利益が侵害されたことにはならず、審査請求人は、原処分に対して不服申立てをする法律上の利益を有する者ということはできない。

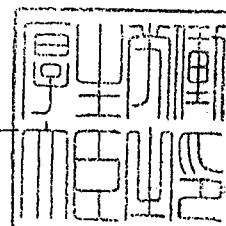
したがって、審査請求人は、原処分に関し行政不服審査法第4条第1項の「行政庁の処分（この法律に基づく処分を除く。）に不服がある者」には該当せず、本件審査請求について審査請求人には不服申立適格がないことから、本件審査請求は不適法である。

よって、主文のとおり裁決する。



平成21年3月12日

厚生労働大臣 弁添 要



この裁決に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。